

◎新潟県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、魚沼市選挙管理委員会から、次のとおり指定内容に異動があった旨の報告があった。

令和7年1月28日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

指定内容に異動があった施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定内容 異動年月日
小出体育館 （旧小出第2体育館）	魚沼市小出島1209番地35	体育室	660.00	令和6年11月1日
干溝体育館 （旧小出第3体育館）	魚沼市干溝1441番地3	体育室	598.00	令和6年11月1日
魚沼市ボランティアセンター （旧小出ボランティアセンター）	魚沼市小出島1240番地2	多目的室	268.00	令和6年11月1日
魚沼市響きの森文化会館 （旧小出郷文化会館）	魚沼市干溝1848番地1	大ホール 小ホール	1373.00 263.00	令和6年11月1日
魚沼市総合体育館 （旧小出郷総合体育館）	魚沼市井口新田267番地	体育室 （旧体育館）	1,422.00	令和6年11月1日
折立トレーニングセンター （旧湯之谷トレーニングセンター）	魚沼市下折立198番地1	体育館	680.00	令和6年11月1日
ふれあい交流センターユピオ （旧湯之谷交流センターユピオ）	魚沼市大湯温泉182番地1	アリーナ	893.00	令和6年11月1日